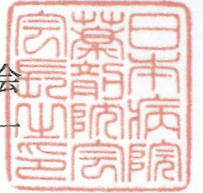


日病薬発第27-216号
平成27年12月24日

都道府県病院薬剤師会会長 殿

一般社団法人日本病院薬剤師会
会長 北田 光 一



名誉会員及び有功会員に関する規程、表彰規程細則の改正について

平素より日本病院薬剤師会にご高配を賜り御礼申し上げます。

12月12日に開催しました平成27年度第5回本会理事会において、名誉会員及び有功会員に関する規程、表彰規程細則の改正を行いましたので、別紙にてお送りいたします。

改正に伴う運用上の留意点は下記の通りといたしますので、貴会の推薦時期等に合わせてご対応下さいますようお願いいたします。

記

I. 名誉会員及び有功会員に関する規程の改正に伴う運用上の留意点

- ・第6回理事会（平成28年2月13日（土）開催）への推薦（1月27日（水）本会事務局必着）までは、改正前の様式、規程でも受け付け、審査する。
- ・上記以降の推薦は改正後の様式、規程により受け付け、審査する。
- ・別表1、2の下線が付された事項は、経過措置として平成32年7月1日から実施され、同日以降に開催される本会理事会での審査から適用する。
- ・改正後の様式は日本病院薬剤師会ホームページ（会員のページ内）の日病薬関係諸規程に掲載する。

II. 表彰規程細則の改正に伴う運用上の留意点

- ・平成28年度の推薦から改正後の様式、規程により受け付け、選考する。
- ・別表1、2の下線が付された事項は、経過措置として平成32年7月1日から実施され、同日以降に開催される本会選考会議での選考から適用する。
- ・改正後の様式は平成28年3月までに都道府県病院薬剤師会会長宛に発送予定の平成28年度日病薬賞、病院薬学賞、日病薬会員に対する功労賞の推薦依頼に同封し、日本病院薬剤師会ホームページ（会員のページ内）の日病薬関係諸規程に掲載する。

一般社団法人日本病院薬剤師会 名誉会員及び有功会員に関する規程

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人日本病院薬剤師会（以下、日病薬という）定款第 5 条に規定する名誉会員及び有功会員の委嘱を円滑に行うことを目的とする。

(名誉会員)

第 2 条 名誉会員の推薦は、被推薦者が次の全てを満たしている場合に別紙様式 1 にて行うことができる。

- (1) 正会員資格を喪失していること
- (2) 推薦する年度の 4 月 1 日時点において 60 歳以上であること
- (3) 現職の日病薬役員、部員、委員、代議員でないこと
- (4) 別表 1 による点数評価において 20 点以上を満たしていること
- (5) 別表 1 による点数評価において日病薬の役職に対する点数を有していること

第 3 条 名誉会員の委嘱は、日病薬又は都道府県病院薬剤師会（以下、都道府県病薬という）会長による推薦に基づき、理事会の推薦と総会の同意を得た者に行う。ただし、有功会員の委嘱を受けた者には名誉会員の委嘱をすることができない。

第 4 条 名誉会員の委嘱に当たっては、委嘱状を送付すると共に感謝状及び記念品を贈呈するものとする。

(有功会員)

第 5 条 有功会員の推薦は、被推薦者が次の全てを満たしている場合に別紙様式 2 にて行うことができる。

- (1) 正会員資格を喪失していること
- (2) 推薦する年度の 4 月 1 日時点において 60 歳以上であること
- (3) 現職の日病薬役員、部員、委員、代議員でないこと
- (4) 別表 2 による点数評価において 20 点以上を満たしていること

第 6 条 有功会員の委嘱は、都道府県病薬会長による推薦に基づき、理事会の同意を得た者に行う。ただし、名誉会員の委嘱を受けた者には有功会員の委嘱をすることができない。

第 7 条 有功会員の委嘱に当たっては、委嘱状を送付すると共に感謝状及び記念品を贈呈するものとする。

(会員資格等)

第 8 条 名誉会員及び有功会員が会費を納入した年度は所属施設に応じて正会員又は特別会員になることができる。ただし、正会員又は特別会員の期間中は名誉会員及び有功会員を呼称することができない。

- 2 名誉会員は会費の納入を要することなく、日本病院薬剤師会雑誌の受領等特別会員に付与される権利を有するものとする。

(改廃)

第 9 条 本規程の改廃は理事会において行うことができる。

附則 本規程は平成 11 年 10 月 9 日から実施する。

本規程の実施に伴い、「名誉会員・感謝状贈呈推薦基準内規」（平成 8 年 7 月 26 日）及び「記念品に関する内規」（平成 8 年 7 月 26 日）は廃止する。

平成 27 年 12 月 12 日付改正の内、別表 1、2 の下線が付された事項は平成 32 年 7 月 1 日から実施する。

一部改正 平成 16 年 2 月 7 日
一部改正 平成 24 年 2 月 17 日
(一般社団法人への移行に伴う改正)
一部改正 平成 26 年 6 月 7 日
一部改正 平成 27 年 12 月 12 日

別表1 (第2条関係)

(役職名)	(任期1年間**当たり点数)
日病薬会長	5点
同副会長	4点
同専務理事	4点
同常務理事	3点
同理事・監事	2点
同代議員会議長*	2点
同代議員会副議長*	1点
同部員・委員	1点***
都道府県病薬会長	4点
	<u>3点</u>
同副会長	2点

* 社団法人時に限る

** 12ヶ月を1年とする。

同一年に役職が重複する場合は最優位の点数のみ算定できる

*** 部員・委員の数に関わらず任期1年間当たり1点とする

別表2 (第5条関係)

(役職名)	(任期1年間***当たり点数)
都道府県病薬会長	5点
同副会長	4点
同支部長・常務*理事	3点
同理事・監事	2点
同部員・委員	1点****
日病薬代議員会議長**	4点
同副議長**	3点
同代議員	2点

* 専務理事、常務理事、常任理事と同等の理事

** 社団法人時に限る

*** 12ヶ月を1年とする。

同一年に役職が重複する場合は最優位の点数のみ算定できる

**** 部員・委員の数に関わらず任期1年間当たり1点とする

一般社団法人日本病院薬剤師会 表彰規程細則

第 1 条 表彰については、一般社団法人日本病院薬剤師会表彰規程によるもののほか、本細則の規定による。

(日病薬賞)

第 2 条 日病薬賞の選考基準は次によるものとする。

- (1) 主たる勤務先を退職した日病薬会員または退会后5年以内の者
 - (2) 病院診療所薬剤師の学術・地位の向上に寄与した者
 - (3) 日病薬、都道府県病薬の向上・発展に功績のあった者
 - (4) 日病薬において、会務及び事業に功績のあった者
 - (5) 別表1の点数評価において、20点以上の評価を得た者
 - (6) 日病薬会員5名以上の推薦のある者。ただし、推薦代表者は日病薬又は都道府県病薬役員でなければならない。
- 2 日病薬賞の推薦及び推薦候補者略歴については表彰・様式1及び様式2による。
 - 3 受賞者は3人以内とする。ただし、病院薬学賞受賞者及び日病薬会員に対する功労賞受賞者は日病薬賞を受賞することができない。
 - 4 表彰は、表彰状、記念品及び副賞の贈呈をもって行う。

(病院薬学賞)

第 3 条 病院薬学賞の選考基準は次によるものとする。

- (1) 日病薬会員であって、会員歴10年以上の者
 - (2) 病院診療所薬剤師の学術・地位向上に寄与した者
 - (3) 臨床薬学、病院薬学において著しい業績のあった者
 - (4) 日病薬会員5名以上の推薦のある者。ただし、推薦代表者は日病薬又は都道府県病薬役員でなければならない。
- 2 病院薬学賞の推薦及び推薦候補者略歴については表彰・様式3及び様式4による。
 - 3 受賞者は3人以内とする。ただし、日病薬賞受賞者及び日病薬会員に対する功労賞受賞者は病院薬学賞を受賞することができない。
 - 4 表彰は、表彰状、記念品及び副賞の贈呈をもって行う。

(都道府県病薬に対する功労賞)

第 4 条 都道府県病薬に対する功労賞の選考基準は次によるものとする。

- (1) 功労賞に値する活動が認められたもの
 - (2) 推薦は本会の理事会が行う
- 2 前項の推薦は、表彰・様式5によって行う。
 - 3 表彰は、表彰状及び記念品の贈呈をもって行う。

(日病薬会員に対する功労賞)

第 5 条 日病薬会員に対する功労賞の選考基準は次によるものとする。

- (1) 日病薬会員または退会后5年以内の者。なお、対象は原則として表彰選考年度の4月1日現在、60歳以上の者とする。
- (2) 病院診療所薬剤師の学術・地位の向上に寄与した者
- (3) 都道府県病薬の向上・発展に功績のあった者
- (4) 都道府県病薬において、会務及び事業に功績のあった者
- (5) 別表2の点数評価において、20点以上の評価を得た者
- (6) 都道府県病薬会長の推薦のある者

- 2 日病薬会員に対する功労賞の推薦及び推薦候補者略歴については表彰・様式6及び様式7による。
- 3 受賞者は各都道府県病薬1人以内とする。ただし、日病薬賞受賞者及び病院薬学賞受賞者は日病薬会員に対する功労賞を受賞することができない。
- 4 表彰は、表彰状及び記念品の贈呈をもって行う。

(副賞)

第6条 日病薬賞及び病院薬学賞の副賞は、受賞対象者1名当たり10万円とする。

(改廃)

第7条 本細則の改廃は理事会において行うことができる。

附則 本細則は、平成11年10月9日から実施する。

平成27年12月12日付改正の内、別表1、2の下線が付された事項は平成32年7月1日から実施する。

【本細則は「日本病院薬剤会表彰規程」の見直しに伴い新たに規定したものである。

また、本細則の実施に伴い、「記念品に関する内規」(平成8年7月26日)は廃止する。】

一部改正 平成14年2月9日

【日病薬会員に対する功労賞の規定の新設に伴う改正】

一部改正 平成14年6月1日

【日病薬会員に対する功労賞の選考基準の一部改正】

一部改正 平成16年2月7日

一部改正 平成20年4月19日

一部改正 平成24年2月17日

(一般社団法人への移行に伴う改正)

一部改正 平成26年6月7日

一部改正 平成26年12月13日

一部改正 平成27年12月12日

別表1 (第2条第1項関係)

(役職名)	(任期1年間**当たり点数)
日病薬会長	5点
同副会長	4点
同専務理事	4点
同常務理事	3点
同理事・監事	2点
同代議員会議長*	2点
同代議員会副議長*	1点
同部員・委員	1点***
都道府県病薬会長	3点
同副会長	2点

* 社団法人時に限る

** 12ヶ月を1年とする。

同一年に役職が重複する場合は最優位の点数のみ算定できる

***部員・委員の数に関わらず任期1年間当たり1点とする

別表2 (第5条第1項関係)

(役職名)	(任期1年間**当たり点数)
日病薬代議員	1点
同部員・委員	1点***
都道府県病薬副会長	2点
同常務*理事・理事・監事	1点

* 専務理事、常務理事、常任理事と同等の理事

** 12ヶ月を1年とする。

同一年に役職が重複する場合は最優位の点数のみ算定できる

***部員・委員の数に関わらず任期1年間当たり1点とする

一般社団法人日本病院薬剤師会 表彰規程

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人日本病院薬剤師会（以下、日病薬という）は、定款細則第 8 条に規定する表彰を行うことを目的とする。

(表彰の種類)

第 2 条 日病薬が行う表彰は日本病院薬剤師会賞（以下、日病薬賞という）、病院薬学賞並びに日本病院薬剤師会功労賞（以下、功労賞という）とする。

(日病薬賞及び病院薬学賞)

第 3 条 病院診療所薬剤師としての職能を通じ、社会・医療に貢献のあった日病薬会員又はこれに準ずる者について、日病薬賞並びに病院薬学賞を贈り表彰する。

2 日病薬賞、病院薬学賞の表彰は通常総会において行う。

(功労賞)

第 4 条 病院診療所薬剤師業務に特別の功労があった都道府県病院薬剤師会（以下、都道府県病薬という）並びに日病薬会員について、功労賞を贈り表彰する。

2 都道府県病薬に対する功労賞の表彰は通常総会において行う。

3 日病薬会員に対する功労賞は通常総会において都道府県病薬会長に伝達し、表彰は都道府県病薬会長より行う。

(選考会議)

第 5 条 日病薬賞、病院薬学賞並びに功労賞の選考は、毎年 1 回選考会議が行う。

2 会長は選考会議を招集し、選考会議の構成員は、会長、副会長、組織強化推進部部長、直近の総会議長、同副議長並びに地区会長とし、議長は会長が務める。

3 日病薬賞、病院薬学賞の被表彰候補者又は推薦者となった構成員は、当該表彰における全候補者の選考を行うことができない。選考を行った構成員の評価が同数の場合は原則として議長が受賞者を決定する。

4 選考会議は、選考結果を理事会に報告する。

(改廃)

第 6 条 本規程の改廃は理事会において行うことができる。

第 7 条 本規程に定めるもののほか、本規程の実施に必要な事項は細則で定める。

附則 本規程は昭和 51 年 2 月 14 日から実施する。

一部改正 昭和 59 年 9 月 28 日

一部改正 平成元年 11 月 30 日

一部改正 平成 8 年 7 月 26 日

一部改正 平成 9 年 2 月 14 日

一部改正 平成 11 年 10 月 9 日

【本規程の見直しを行い、新たに功労賞を定めるとともに、新たに細則を設けた。また、旧規程にあった感謝状及び有功会員については「日本病院薬剤師会名誉会員及び有功会員に関する推薦基準規程」（平成 11 年 10 月 9 日）で定めることとした。】

一部改正 平成 14 年 2 月 9 日

【新たに日病薬会員に対する功労賞の規定を設けた。】

一部改正 平成 16 年 2 月 7 日

一部改正 平成 19 年 4 月 21 日

一部改正 平成 24 年 2 月 17 日

(一般社団法人への移行に伴う改正)

一部改正 平成 26 年 6 月 7 日